

建築士事務所指導事項是正報告書

岡山県知事 伊原木 隆太 様

令和 年 月 日

事務所登録番号 号

所在地

事務所名

事務所開設者氏名

(法人の場合は法人名も)

令和 年 月 日 の立入検査により指導された項目については、下記のとおり是正したので報告します。

記

番号	チェック	項 目	根拠条文	是正状況
1	☐	登録の有効期間と更新の登録	建築士法第23条	
2	☐	登録事項変更の届出	建築士法第23条の5	
3	☐	管理建築士の専任	建築士法第24条	
4	☐	定期講習の受講	建築士法第22条の2	
5	☐	設計受託契約等	建築士法第22条の3の3	
6	☐	標識の掲示	建築士法第24条の5	
7	☐	設計等の業務に関する報告書	建築士法第23条の6	
8	☐	書類の閲覧	建築士法第24条の6	
9	☐	帳簿の備付及び保存	建築士法第24条の4第1項	
10	☐	設計図書への記名及び保存	建築士法第20条1項 建築士法第24条の4第2項	
11	☐	工事監理報告及び保存	建築士法第20条第3項 建築士法第24条の4第2項	
12	☐	重要事項の説明	建築士法第24条の7	
13	☐	書面の交付	建築士法第24条の8	
14	☐	安全性を確かめた旨の証明書	建築士法第20条2項	
15	☐	建築設備士の意見の表示	建築士法第20条第5項	
16	☐	再委託の制限	建築士法第24条の3	
17	☐	名義貸しの禁止	建築士法第24条の2	
18	☐	設計内容の説明努力	建築士法第18条第2項	
19	☐	完了検査の実施	建築基準法第7条	
20	☐	廃業等の届出	建築士法第23条の7	